「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願書

紹介議員

令和８年　４月２４日

熊本県議会議長　内野　幸喜　殿

請願者　〒862-0941　熊本市中央区出水２丁目５番８
水前寺パークマンションII－205号
適格消費者団体 NPO法人 消費者支援ネットくまもと
理事長　　青山　定聖
TEL 096-356-3110　/　FAX 096-356-3119

【件名】

「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める件

【請願の趣旨】

国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国が地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）を継続、拡充するよう、国会及び政府に対して、別添案のとおり、恒久的な財源措置制度の創設と、その制度創設までの間の交付金に係る相当の予算措置を継続するよう等、意見書を提出していただきたい。

【請願の理由】

消費者被害・トラブル額は、令和６年１年間で約９兆円という試算[1]（旧手法による試算では９．６兆円）があります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費の落ち込みの影響が考えられる令和２年の約３．６兆円を除き、おおむね５兆円から６兆円で推移していましたが、近年は増加傾向にあります。また、高齢者の特性として、本人が被害に気付かず相談しないということがあり、特に認知症等の高齢者に顕著にみられる傾向があり、より多くの消費者被害が潜在化している恐れがあります。高齢者に限らず、消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するということを指摘する報告書[2]も出されており、超高齢化やデジタル化の進展等により消費者を取り巻く取引環境が大きく変化している中、人間関係やコミュニティーの希薄化、飛躍的な技術革新がもたらす消費社会の複雑多様化・取引の個別化等により、消費者被害はさらに拡大していくのではないかと思料するところです。

---

[1] https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/assets/consumer_research_cms201_250613_31.pdf　p58
令和７年版消費者白書第１部第１章第５節消費者被害・トラブルの経験と被害・トラブル額の推計(2)消費者被害・トラブル額の推計　２０２４年の消費者被害・トラブル額（消費者庁）（令和７年６月）（消費者庁）

[2] https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2025/houkoku/202507_para_houkoku.html
「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」（令和７年７月）（内閣府消費者委員会）

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の充実・強化が非常に重要です。

例えば、熊本県消費生活センターの令和６年度の実績では、既支払（消費者被害）額約１０億円のところ、被害回復額は約１億２千万円に上り、被害救済が実際に図られていることがわかります。これは、消費者と事業者間にある情報の質、量、交渉力の格差を補い話し合いでの解決を支援するため、県消費生活センターが事業者と直接電話や面談で説得や交渉を行い問題解決を図る「あっせん」[3]を熱心に行っていることによる成果であると思料いたします。

加えて、県内１４市の消費生活センターによる被害回復額も３億４千万円にも上っていることのことです。すべての市区町村において消費生活相談体制が充実・強化された場合、より多くの被害救済が可能となると考えられます。

このような地方消費者行政の機能に対して、今般、国（消費者庁）は、衆議院消費者特別委員会決議、骨太方針２０２５、消費者基本計画等を踏まえ、交付金の見直しを図りました。[4]

具体的には、

（１）身近な相談窓口の充実など、これまでの成果が推進事業終了により後退しないための適切な対策を講じる。また高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、

（２）「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実の取組、

（３）相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、SNS におけるトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化、

（４）広域連携による効率的な相談体制の構築、

等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政

---

[3] https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/55/236515.html
令和6年度（2024年度）の県消費生活センターの相談状況について（令和７年５月）（熊本県環境生活部県民生活局消費生活課）

[4] https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/assets/local_cooperation_cms203_260206_01.pdf
令和８年度地方消費者行政強化交付金について（令和８年2月）（消費者庁地方協力課）

のバージョンアップ）ということを明確に打ち出しました。

この内容については、令和８年２月に熊本県弁護士会とNPO法人消費者支援ネットくまもとの共催で実施をしました消費者シンポジウム[5]において、消費者庁の担当課長から明確に示されたところです。

この令和８年度地方消費者行政強化交付金（以下「新たな交付金」という。）については、実質的に消費生活相談員の人件費に活用できるものであり、大きく評価するところです。長年、当法人が請願を行い、貴県議会においてそれを御理解いただき、国に対して意見書を御提出いただいた成果であると、貴県議会の御理解に対し深く感謝申し上げます。

とくに、令和７年３月１９日に御提出いただいた「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」において御要望いただいた、人件費に活用できる新たな制度の創設に加え、消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援及び多重債務者へのセーフティネット貸付を含む生活再生支援等の高度・専門的な消費者問題に対応する先駆的取組等に活用できる新たな制度の創設が実現したことについて、貴県議会のお取組に対し重ねてお礼を申し上げる次第です。さらに、新たな交付金制度が創設されたことにより、貴県議会が御要望されたとおり、既に従前の交付金制度の活用期限を迎えていた地方公共団体も活用ができるようになりました。

しかしながら、現時点での課題と懸念も存在します。令和８年２月に開催しました前述のシンポジウムにおいて、当県内の地方公共団体からの報告を受けたところ、新たな交付金制度に対して前向きな捉え方ではあるものの、現時点においては、相談員人件費への活用が明確化されておりませんでした。これは、国の予算措置の時期と地方公共団体の予算要求時期の関係で致し方ないことであります。当法人は、熊本県弁護士会等関係する団体等とも協力、連携のうえ、地方公共団体に対して、新たな交付金の積極的活用と更なる地方消費者行政の推進を働きかけて参る所存です。

国においては、このような実情を理解し、新たな交付金について相当額の予算措置を継続すべきです。ただ、当該措置は恒久的な財源措置実現までの間のものであり、

---

[5] http://net-kuma.com/activity/2025/12/post-65.html
シンポジウム「消費者被害を埋もれさせない！！～待ちの相談対応から脱却する体制整備とするために～」（令和８年２月１４日開催）

最終的には、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるための国の恒久的な財源措置が必要であることを強く申し上げます。

国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めていますが、基準財政需要額は地方公共団体の支出の実績（決算額）でもなければ、実際に支出しようとする額（予算額）でもなく、実態としては、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額が消費者行政にそのまま活用できるものではありません。

そもそも、地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費生活相談をはじめとした消費者行政を行う必要があり、そのための予算措置を行うことは当然のことと言えます。

熊本県議会におかれましては、令和７年３月、「地方消費者行政に対する国の財政措置を求める意見書」を御提出いただきましたこと、重ねて深く感謝申し上げます。その御意見が国を動かし、今般の新たな交付金制度につながったと確信しております。今般の国の新たな交付金措置は相談員人件費に活用できることから、恒久的財源制度創設に向けた大きな一歩であると思っております。現在の良き流れを止めずに、さらに拡充するためには、国が恒久的財源措置制度を創設するよう、その制度創設までの間は新たな交付金について相当額の予算措置を継続するよう、国に対して財政支援（交付金等）の継続・拡充を求めていただくことが、是非とも必要であると考えます。加えて、地方公共団体が交付金を活用できるよう、国は交付金の運用に当たって地方公共団体の意見を十分に聞くよう求めていただくことも必要であると思料しております。

消費生活相談では、社会の抱える課題が浮き彫りになります。住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠なことです。

このように、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第９９条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出いただくよう請願を行うものです。

以　上

「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」（案）

消費者被害・トラブル額は、令和６年１年間で約９兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が不可欠であり、喫緊の課題となっている。

地方消費者行政の継続・強化は地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方消費者行政の安定的な推進が不可欠であり、その後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

そのため、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠であり、恒久的財源措置制度の創設が必要である。

今般、国が地方消費者行政を推進するための新たな交付金制度を創設したことは評価するものであり、恒久的財源措置制度創設までの間は、継続して相当額の交付金の予算措置を行うこと、さらに、地方公共団体が交付金を活用できるよう運用に当たっては地方公共団体の意見を十分に聞くことが必要である。

よって、熊本県議会は、国会及び政府に対して、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し国が必要な財源措置を継続して行うよう次のことを強く要請する。

１　国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置制度の創設を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、今般創設した地方消費者行政強化交付金について、相当の予算措置を継続すること。

２　今般創設した地方消費者行政強化交付金の運用においては、地方公共団体が活用できるよう、その意見を十分に聞くこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　　日

衆議院議長	森　英介　　様
参議院議長	関口　昌一　　様
内閣総理大臣	高市　早苗　　様
内閣官房長官	木原　稔　　様

財務大臣　　片山　さつき　様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）　黄川田　仁志　様

熊本県議会議長　内野　幸喜

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和６年１年間で約９兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が不可欠であり、喫緊の課題となっている。

地方消費者行政の継続・強化は地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方消費者行政の安定的な推進が不可欠であり、その後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

そのため、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠であり、恒久的財源措置制度の創設が必要である。

今般、国が地方消費者行政を推進するための新たな交付金制度を創設したことは評価するものであり、恒久的財源措置制度創設までの間は、継続して相当額の交付金の予算措置を行うこと、さらに、地方公共団体が交付金を活用できるよう運用に当たっては地方公共団体の意見を十分に聞くことが必要である。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を継続して行うよう下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

１　国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置制度の創設を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、今般創設した地方消費者行政強化交付金について、相当の予算措置を継続すること。

２　今般創設した地方消費者行政強化交付金の運用においては、地方公共団体が活用できるよう、その意見を十分に聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月24日

熊本県議会議長　内　野　幸　喜

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　様
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　様
財　　務　　大　　臣　　片　山　さつき　様
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　様
内閣府特命担当大臣　　黄川田　仁　志　様
（消費者及び食品安全）